

令和 3 年 9 月 2 7 日

小 牧 市

独立行政法人国際協力機構（JICA）が発行する「ジェンダー ボンド（ソーシャルボンド）」への投資について

小牧市は、積立基金の運用の一環として、さらに資産運用を通じた社会貢献と 2015 年に国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）達成への取組として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が発行する「ジェンダーボンド（ソーシャルボンド）」への投資を実施いたしました。

「ジェンダーボンド（ソーシャルボンド）」の発行により調達された資金は、有償資金協力事業（新規及び実施中）のうち、国際的なジェンダー事業分類基準（注 1）に合致する事業（石炭火力発電関連事業を除く）：
①ジェンダー平等・女性のエンパワメントを主目的とする事業（例：女性事業主向けの金融アクセス改善事業、女子教育）、②ジェンダー平等・女性のエンパワメント推進に資するコンポーネントを組み込んでいる事業（例：都市鉄道建設事業における女性専用車両、防犯カメラ、女性用トイレの設置）に充当される予定です。

JICA が発行する債券への投資は、開発途上地域の貧困削減・持続可能な経済成長支援を後押しする観点、また、地球規模の環境問題・社会問題の解決に貢献することで持続可能な国際社会づくりにつながるという観点から、ESG 投資（環境や社会、企業統治に配慮している企業への投資）としての性格・意義を有しています。

JICA は、国際資本市場協会（ICMA）が公表する「ソーシャルボンド原則」に適合したソーシャルボンドを国内市場で初めて発行した発行体であり、2016 年 9 月以降、JICA が国内市場で発行する全ての債券はソーシャルボンドとして発行されています。加えて、2019 年 12 月に改定された、日本政府の「SDGs 実施指針改定版」の本文においては、「社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」として、SDGs を達成するための具体的施策のひとつとして位置づけられています。

す。

今後も、小牧市はその公共性・公益性に鑑み、持続可能な社会の形成に向けた社会的責任を果たしていきたいと考えております。

（注１）経済開発協力機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の分類基準。